

企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置

1. 立地

[適用要件]

事業所を新設・移設又は用地を拡大して増設し、操業を開始

[対象企業]

営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人で、事業内容が地区計画に合致するもの

[対象地域]

指定産業集積地域(市長が指定する地域)

[投下資本額]

3億円以上(中小企業5,000万円以上)

[支援内容]

- ・固定資産税及び都市計画税の不均一課税
賦課される年度から5年間、1/2軽減

3. 雇用奨励金

[適用要件]

指定産業集積地域に立地する企業で、市内に住所を有するもの等を新規雇用5人(中小企業2人)以上雇用

[支援内容]

- ・1人につき20万円・障害者1人につき20万円を加算
- ・雇用奨励金は1,400万円を限度額

問合せ

南足柄市環境経済部商工観光課 (0465)73-8030

2. 拡大再投資

[適用要件]

市内に立地後3年以上事業活動を行っている企業等が、敷地内に家屋を新築又は増築し、当該家屋に係る償却資産を取得し、操業を開始

[対象企業]

営利を目的とした事業所を設ける法人又は個人で、事業内容が日本産業分類に定める製造業、情報通信業等

[対象地域]

工業系地域(工業専用地域・工業地域)※指定産業集積地域を含む

[投下資本額]

2億円以上(中小企業3,000万円以上)

[支援内容]

- ・固定資産税及び都市計画税の不均一課税
賦課される年度から5年間、1/2軽減

4. 転入奨励金

[適用要件]

指定産業集積地域に新たに立地する企業で、従業員を10人以上市内に転入勤務させた場合

[支援内容]

- ・1人につき10万円
- ・転入奨励金は1,400万円を限度額

問合せ

南足柄市環境経済部商工観光課 (0465)73-8030

南足柄市工場緑化事業補助金制度

[支援内容]

「南足柄市緑の基本計画」に基づき、工場とその周辺地域の豊かな自然環境との調和の取れた良好な地域環境を形成することを目的として、市長が指定する方法により緑化事業を実施した工場に対し、緑化事業に要した費用の一部を補助

[適用要件]

工場が行う緑化事業のうち次の範囲が対象

- 1) 県道主要地方道に隣接する幅員7~10m
- 2) 一般県道に隣接する幅員5~7mの部分
- 3) 都市計画道路に隣接する幅員7~10mの部分
- 4) 市道幹線一級に隣接する幅員4~5mの部分
- 5) 市道幹線二級その他の道路に隣接する幅員2~4mの部分
- 6) 公共施設又は公益施設に隣接する幅員7mの部分
- 7) 一般住宅に隣接する幅員4mの部分
- 8) 上記以外のものに隣接する範囲は市長が定める幅員の部分

問合せ

南足柄市都市部都市整備課 (0465)73-8049

水道料金等の軽減

1. 水道利用料の軽減

[適用要件]

南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置の要件を満たす企業が、口径100ミリメートル以上のメーターを設置し、給水を受ける場合。

[支援内容]

水道料金軽減申請書による申請があった同日から起算して3年が経過する日までに納期が到来する料金について100分の15に相当する額を軽減する。

問合せ

南足柄市都市部上下水道課 (0465)73-8025

2. 水道利用料加入金の軽減

[適用要件]

南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置の要件を満たす企業が、給水装置の新設又は改造の工事により、口径200ミリメートルを超えるメーターを設置する場合。

[支援内容]

加入金の100分の35に相当する額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を軽減する。